別表十二(六)
18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）円

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称		1		翌期繰越額の計算	期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額		13	
引当金積立計画の承認年月日		2	平　・　・		当期益金算入額	10年間均等益金算入額等の計算 最後の適用事業年度の翌期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額		14	
承認積立計画に記載された引当金の積立期間		3	平　・　・ 平　・　・			10年間均等益金算入額等の計算 10年間均等益金算入額等 (14)×120月又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数		15	
同上の積立期間の月数		4	月			同上以外の場合による益金算入額		16	
当期積立額		5	円			計 (15)＋(16)		17	
積立限度額の計算	累積限度額（全国新幹線鉄道整備法第16条第1項第2号に規定する新幹線鉄道大規模改修引当金の総額）	6				当期積立額のうち損金算入額 (5)－(8)		18	
	積立限度額 (6)×(7)/(4)	7				差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (13)－(17)＋(18)		19	
	積立限度超過額 (5)－(7)	8				累積限度超過額 (11)		20	
						期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (19)－(20)		21	
累積限度超過額の計算	差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (19)	9						22	
	累積限度超過額 (6)	10						23	
	累積限度超過額 (9)－(10)	11						24	
限度超過額合計 (8)＋(11)		12			前前期分以前	前期末における差額 (前期の(23))		25	
								26	

18欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第56条第1項」又は「第10項」
②区分番号に、「00195」
③適用額欄に、当該別表十二(六)18欄の金額（円単位）
を記載してください

※　企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第56条第10項」、それ以外は「第56条第1項」

別表十二(六)　平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法　0301－1206